

5環第426号
令和5年7月19日

関係各位

愛媛県県民環境部長

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）
日頃から、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、建築物等の解体等工事を行う際は、大気汚染防止法施行規則第16条の5に基づき、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなっていますが、この度、大気汚染防止法施行規則等が改正され、令和8年1月1日から、一部の工作物に係る解体等工事についても、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなりましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

【改正告示の概要】

(1) 有資格者による工作物の解体等工事に係る事前調査を義務付け

石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物等の解体等工事を行う場合の事前調査について、有資格者による調査が義務付けられる。

（令和8年1月1日施行）

(2) 石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物の変更

石綿等が使用されているおそれが高い工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い」を追加した。（令和5年10月1日施行）

【再周知事項】

(1) 有資格者による建築物等の解体等工事に係る事前調査を義務付け

大気汚染防止法の一部を改正する法律等（令和2年6月5日公布）の施行に伴い、令和5年10月1日以降に工事に着手する建築物等の解体等工事に係る事前調査について、有資格者による調査が義務付けられる。

担当
愛媛県県民環境部環境局
環境・ゼロカーボン推進課
大気・水環境グループ 西田
Tel 089-912-2347
Fax 089-912-2344

